

平成30年度 活動状況報告書

令和元（2019）年8月

大津の子どもをいじめから守る委員会

巻頭言—これまでとこれから

ここに平成最後の年、平成30年度の「大津の子どもをいじめから守る委員会報告書」をお届けします。設置より6年目、学校や教育委員会と必要に応じて連携し、われわれ委員、相談調査専門員とも、活動の手ごたえを感じられることもしばしばでした。

平成29年度から始まった出前授業による人権啓発、これと並行して、われわれの存在や活動、実際にどのような人が相談員としてそこにいるのかも知ってもらえました。同じく平成29年度に開始し、平成30年度は全3回を開催した公開委員会には、一般市民をはじめ、市議会議員にも参加いただき、各回のテーマに関して、踏み込んだ意見交換をしました。いじめの本質を深く捉え、状況の本来的な改善を志向しようとする市民との連帯もできたものと思います。

また、学校へのアウトリーチや、通信の配布、教員集団との意見交換や協議を重ね、互いのスタンスの違いと、それゆえの子どもたちへのかかわり方の多様について、具体的な側面から、互いを知り、尊重する機会を得ました。

これまでこうして少しずつ、われわれの活動と存在を知ってもらいながらやってきました。その道は、当然ながら平坦ではありませんが、一人でも、一回でも直接に繋がりを持ち、関係を創っていくことの蓄積の先に、いじめ対応（人権の個別救済）を介して、子どもたちからの大人への信頼が生まれるものと考えています。

発足以来各年度の委員は少なくとも2名が残留し、委員会としての継続性を確保してきました。新規就任委員の新たな切り口からの議論を受けとめつつ、時間をかけて協議し、対外アクションも新旧の委員、相談調査専門員に共有された雰囲気で行ってきました。

令和元年度に向けては、大津市当局からは本来はあるべき留任・退任についての打診がなく、われわれ委員の意志とは無関係に、私を含め、これまでの委員は全員退任となりました。

新しい委員による新しい委員会の出発です。活動のこれまでを適正に引き継いでいただくことを期待し、事後を託したいと思います。

令和元年8月

大津の子どもをいじめから守る委員会 委員長
羽下大信

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	1 7
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	2 1
4 相談・調整活動例の紹介	2 6
5 コラム	3 1

III 委員からのメッセージ

1 羽下委員長	3 2
2 西村副委員長	3 5
3 竹下委員	3 6
4 八木委員	3 9
5 三田村委員	4 2

IV 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	4 4
2 公開委員会	4 4
3 委員活動	4 6
4 市長への提言	4 6

参考 資料編

1 条例及び規則	4 7
2 委員名簿	5 4

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

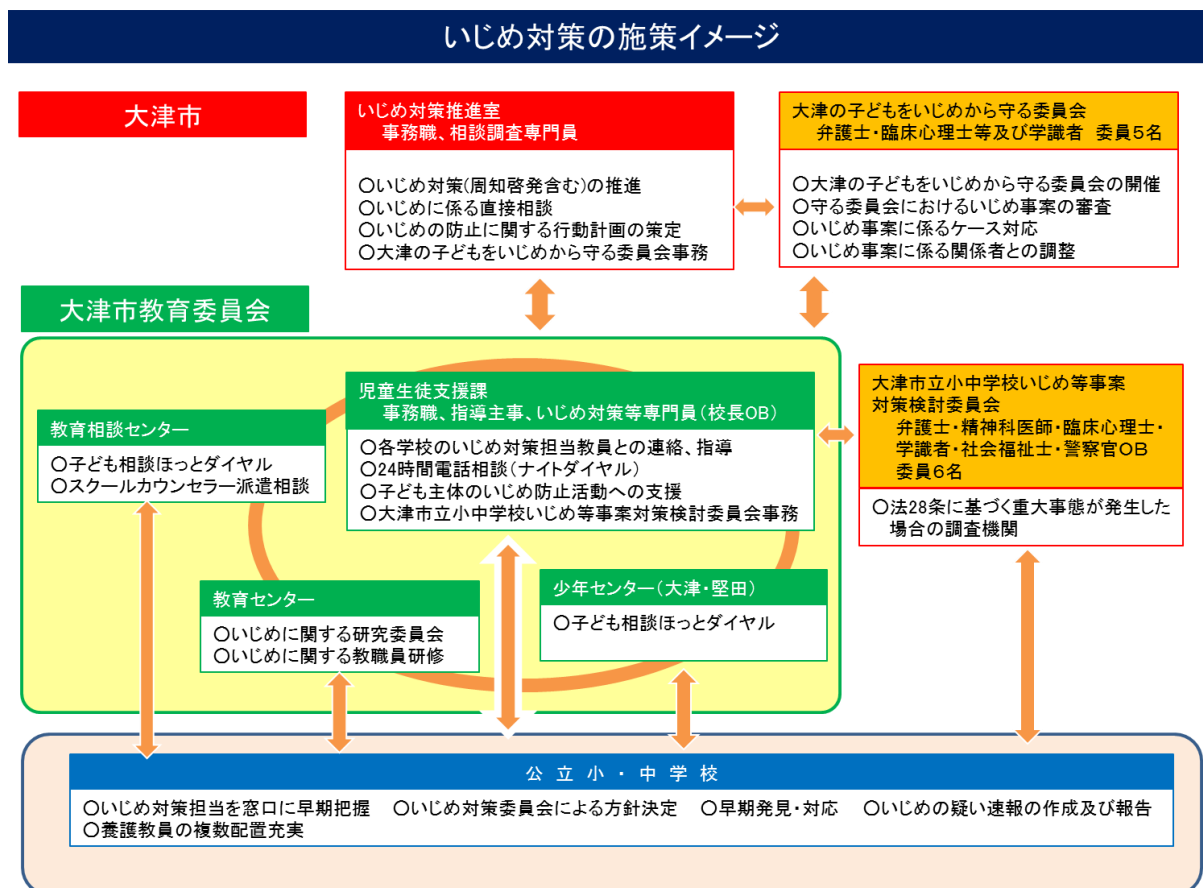
そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役割

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。



守る委員会の役割については、条例の第14条において次頁のように定められています。

守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

3 組織等

条 例

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において上のように定められています。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

平成30年度の委員の構成は、次のとおりです。(委員の要件を①～③で表示)

氏 名	所属団体・役職等	備 考
②竹下 秀子	追手門学院大学教授・滋賀県立大学名誉教授	
③西村 友彦	京都弁護士会	副委員長
① 羽下 大信	臨床心理士・兵庫県臨床心理士会会長	委員長
③三田村 愛	滋賀弁護士会	
②八木 英二	京都橘大学名誉教授・滋賀県立大学名誉教授	

※所属団体・役職等は、平成30年度時点のものです。

委員の任期は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、平成30年度は、臨床心理士である羽下委員が委員長を、弁護士である西村委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次頁のように定められています。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たったり、守る委員会が必要に応じて調査、審査、調整を行うする場合の補佐のほか、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

規 則

（組織体制）

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

平成25年の条例制定以来、守る委員会と相談調査専門員、市長その他の執行機関等の関係は、次頁のように築かれてきました。同年9月9日配信の時事ドットコムトップインタビューで、越市長は次のように要約される発言をされています

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/attach/1342253.htm）。

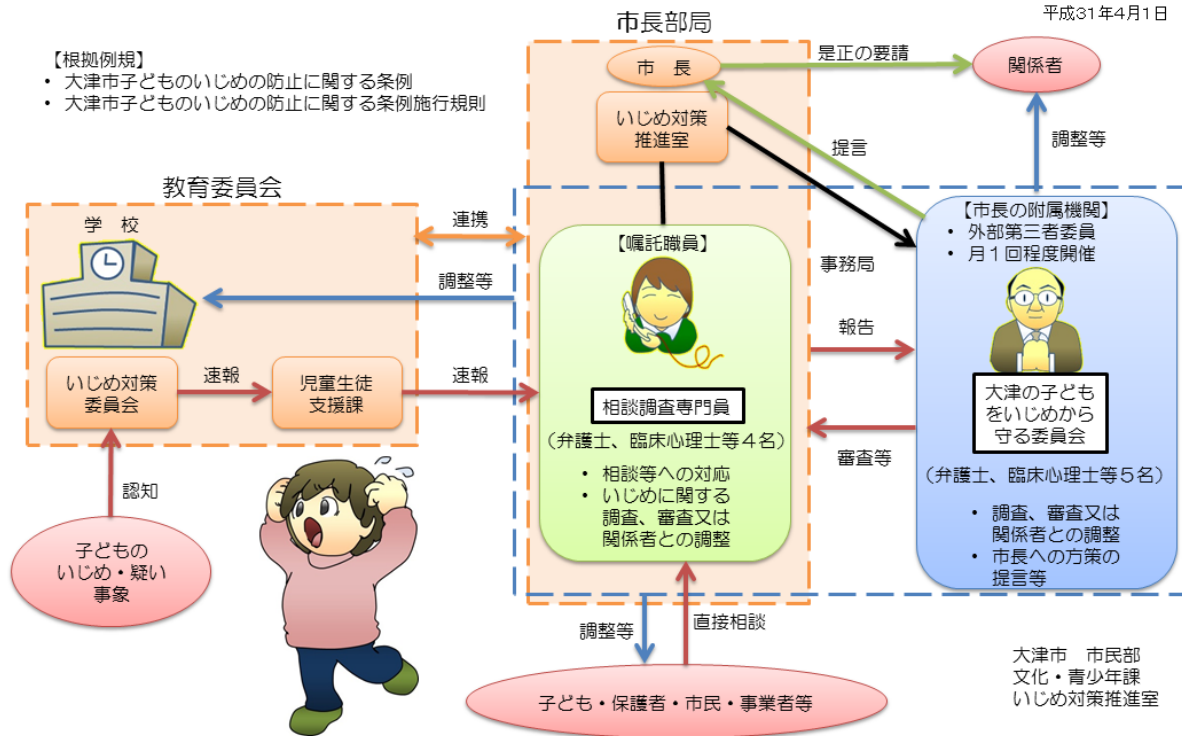
「（いじめ対策）推進室は、いじめに関する情報を一元化するなどして、いじめ防止に向けた総合的な企画・立案を行うほか、弁護士や臨床心理士ら4人の相談調査専門員が子どもや保護者から直接相談を受けている。1カ月当たりの相談件数は、4月は40件だったが、7月は96件に上った。

5人の専門家で構成する（大津の子どもをいじめから守る）委員会は、推進室が扱った案件の協議や検討を行う。相談調査専門員らは、子どもの話をじっくりと聞き、必要に応じて教諭らに助言。「地道に子どもの声を聞くことを重視している。これまで行き先がなかった事案の解決に向けた活動ができている」と効果を実感しているという。

市長が「大津モデル」と称するいじめ対策推進の中核に子どもや保護者、市民からの声を聴き、思いを受けとめる相談調査専門員の活動があり、常設の第三者機関としての守る委員会との協働があります。両者の繋がりをしっかりサポートし、充実した支援を実現するために、当委員会は一層の理解と尽力を大津市当局に求めてきました（IV—4参照）。

いじめ事案への対応の流れ

平成31年4月1日



Ⅱ 相談対応等の実績

守る委員会は、相談調査専門員が子どもや保護者等から受けた相談や、教育委員会を通じて学校からのいじめ事案に関する速報等を審議し、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討しています。

このように市に寄せられたいじめ事案等に対して必要な事実確認等を守る委員会が行い、守る委員会の活動を相談調査専門員が補佐するという構造は、条例及び規則に明記されており、大津市の制度設計の大きな特徴となっています。相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや市民からの相談に対応していますが、子どもの支援によりつながるような相談調査専門員の活動のあり方等についても、守る委員会で取り上げ、検討を続けています。

この体制は、平成25年、守る委員会の事務局であるいじめ対策推進室に『おおつつこほっとダイヤル』という相談専用の電話を設置して始まり、平成30年度は開設から6年目でした。

現在は電話相談のほか、面談、手紙など、様々な方法で相談が寄せられており、以下はその相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

207案件・延べ866回の相談・対応

表1は、6年間の相談受付状況です。『おおつつこほっとダイヤル』への電話相談を含め、平成30年度に相談を受けた案件数は207件、相談対応回数は延べ866回でした。

表1 相談受付状況

年度	案件数	延べ対応回数	1件あたり平均対応回数
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.41
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18

平成30年度に相談を受け付けた案件数は開設以来最多の200件超となりました。開設以来、啓発カードや手紙相談用紙、おおつつこ通信などの各種広報・啓発ツールを配布したり、小中学校で出前授業を実施したりすること続け、教育委員会や学校とは独立した組織の相談窓口として認知されてきたことのあらわれと考えています。

また、延べ対応回数や1件あたりの平均対応回数については、各年度で長期的に継続対応することとなった案件数に大きく左右されます。継続対応となった案件については、子どもや保護者との面談や、それをふまえた学校や関係機関との調整を重ねていくことはもちろんですが、継続対応となるか否かにかかわらず、子どもや保護者が発してくれた一回一回の相談を大切に、細やかに対応していくことを心がけています。

図1は、平成30年度の月別相談受付状況です。

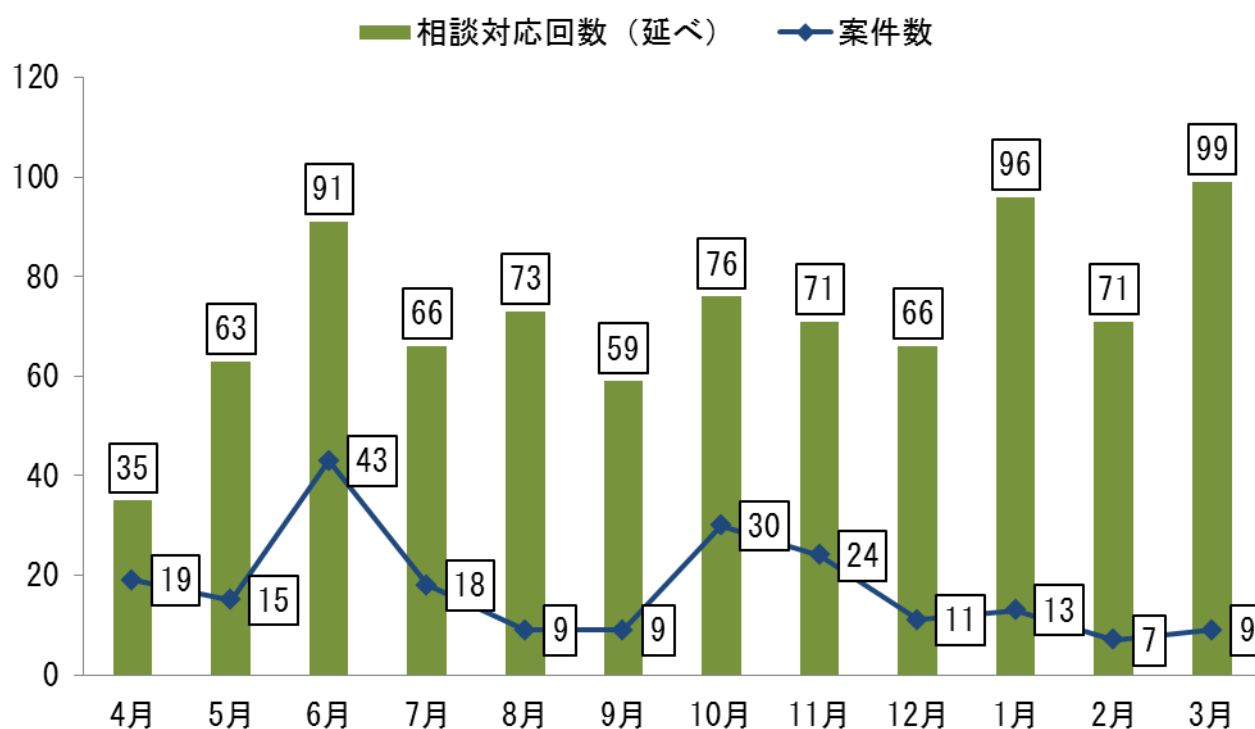


図1 相談受付状況

本市の条例で「いじめ防止啓発月間」と定められている6月、10月に受け付けた相談は合計で73件に及び、平成29年度の1.3倍程度になっています。

この時期は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、学校行事が多く行われて、クラス活動・グループ活動の機会が増えたりする時期です。そのような時期には、いじめが発生しやすかったり、いつの間にかできてしまった力関係に戸惑いを感じ、作られてしまったキャラを演じ続けなければならない自分にイライラしたりする子どもも増えてくるようで、「自分のことをわかっていて欲しい。思いを聴いて欲しい」といった相談が集中する時期となります。1回きりの電話や手紙となる相談もありますが、その相談の経験が「人に相談することの大切さ」を知るきっかけとなるよう、一回一回の相談対応の機会を大切にしています。

初回相談者の内訳

表2は、平成30年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談をしてきた人のことを言います。

平成30年度は、子ども、保護者等、学校・関係機関等、市民等のいずれの分類についても、平成29年度よりも多くの初回相談者数を記録しました。その中でも、子どもが初回相談者であった案件は半数を超え、最も多くの割合を占めています。

平成29年度は、平成28年度に比べ、中高生からの相談が2.5倍となりましたが、平成30年度は平成29年度を上回る数の中高生からの相談を受け付けました。中高生は様々なツールを自分で選び、使うことができる年代になりますが、電話や手紙から相談が始まり、時には直接人と会って相談できるという相談窓口も必要とされていることのあらわれと考えられます。

表2 初回相談者の内訳

	子ども						保護者等		学校・ 関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 生低学 年	小学 生高学 年	中学 生	中卒の 高校生 子ども	学 齢 不 明	親	親 以外 の親 族	教 職 員	教 委 職 員	市 職 員		
いじめ	0	24	24	12	2	4	45	2	2	3	2	6	126
いじめ以外	0	10	17	13	4	3	24	1	0	0	7	2	81
計	0	34	41	25	6	7	69	3	2	3	9	8	207
	113						72		14				

(参考：29年度)

計	0	34	44	25	3	—	55	5	3	8	5	182
	106						60		11			

子どもが知らない大人に相談することは相当に勇気がいることでしょう。

子どもへの出前授業では、相談調査専門員は、困ったときや悩んだときに一人で悩まず、誰かに相談してほしいこと、その選択肢の一つに相談調査専門員があることを伝えています。

親や先生に相談したら「一大事になる」と思っている子どもたちもいます。「解決したい」わけではなく、「今は、自分の気持ちを聴いて欲しいだけ」と思っていることもあります。そのような相談も受け付けていることを、出前授業の機会を利用して子どもたちに伝えています。

子どもが相談調査専門員に相談して来てくれたときには、まずはその子どもが相談してくれたこと自体をしっかり受けとめ、そこからじっくりと関わって、その子どもとつながっていくことを大切にするようにしています。

相談対応の内訳

表3は、平成30年度の相談対応の内訳です。

延べ対応回数合計866回のうち、子どもは331回、保護者等は271回、教職員等は241回でした。子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもからの承諾があることを前提に、学校生活の中で実際に子どもと関わっている教職員等とも話し合いを重ね、子どもが安心できる環境の実現に向けて調整を行っています。

時として、保護者等の思いと子どもの思いは異なっていることがあります。保護者等に比べて子どもは自分の思いを言葉にするのが難しく、教職員等も子どもの秘められた思いを知る機会がないまま対応している場合も見られます。相談対応を通じ、子どもの思いを知ることができたときには、その子どもの思いを尊重しつつ、教職員等とも共有し、子どもが安心できる環境をどう実現していくかを一緒に考えていくようにしています。教職員等への対応が一定の割合を占めているのはこのような理由によるものです。

表3 相談対応の内訳（回）

年度	子ども	保護者等	教職員等	市民等	合計
平成27年度	323	341	343	23	1,030
	31.4%	33.1%	33.3%	2.2%	100.0%
平成28年度	340	278	301	13	932
	36.5%	29.8%	32.3%	1.4%	100.0%
平成29年度	327	368	336	9	1,040
	31.4%	35.4%	32.3%	0.9%	100.0%
平成30年度	331	271	241	23	866
	38.2%	31.3%	27.8%	2.7%	100.0%

図2は、平成30年度の相談対応の内訳の詳細な割合です。

子どもへの相談対応の中では小学校高学年が最も多いことや、教職員への相談対応のほか、教育委員会職員やその他行政職員への相談対応も一定の割合を占めています。

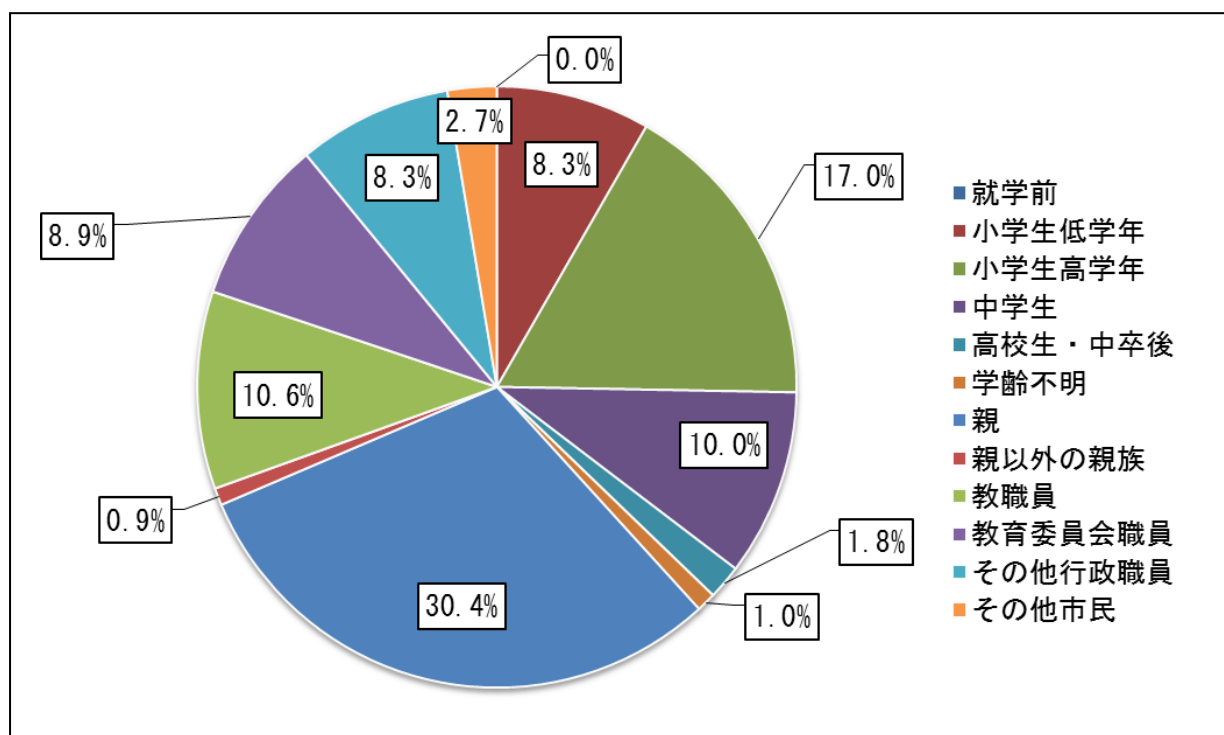


図2 相談対応の内訳(詳細)

当該子どもとの直接の関わり

相談対応の際には、子どもを中心とした支援を実現するべく、子どもの気持ちを直接聴く機会を重視しています。初回の相談が大人からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるよう、子どもと出会って話を聴く機会の確保に努めることとしています。

表4は、事案への対応にあたり、当事者である当該子ども本人との直接の関わりの有無を整理したものです。平成30年度は、当該子ども123人と直接関わる事ができました。

表2のとおり、子どもが初回相談者であった案件が113件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わる事ができるようになった』案件が10件ということになります。

表4 当該子どもとの直接の関わり（件）

年度	あり	なし	計
平成27年度	96	57	153
平成28年度	107	65	172
平成29年度	122	60	182
平成30年度	123	84	207

図3は、平成30年度に直接の関わりをもった子どもの内訳を示したものです。中高生の割合が若干増えたほかは、平成29年度の傾向をほぼ踏襲しています。

今後も、各学年の子どもと直接関わりが持てる機会が拡大するように活動を行っていきたいと思います。

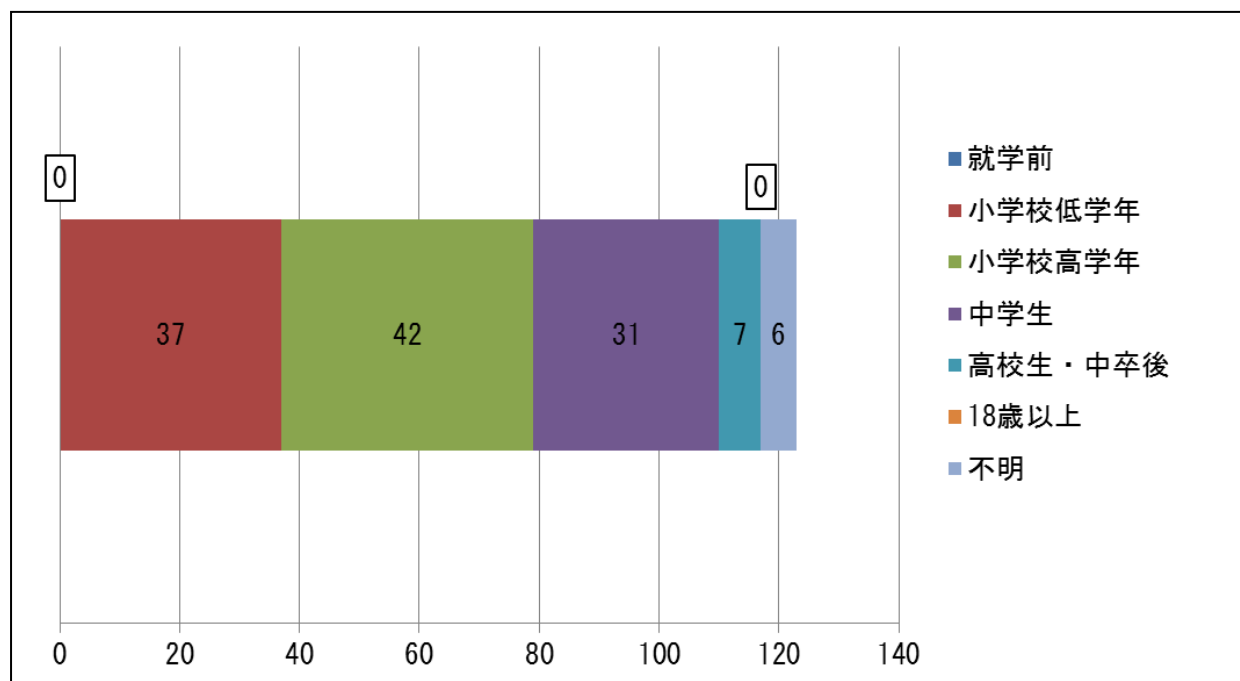


図3 当該子どもとの直接の関わり

相談対応の方法

表5は、平成30年度の相談対応の方法を整理したものです。

相談電話『おおつつこほっとダイヤル』や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会につながるよう努めています。特に子どもたちとの面談は、お互いの関係を構築するために必要だと考えています。生身の人間同士が触れあうときに感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解するときに有効であり、「子どもの声を聴く」相談対応ではこれらを含むコミュニケーションが不可欠です。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

市役所には専用の相談室があり（左の写真は子ども専用の相談室です）、来所した相談者とは相談室で面談することもできますが、それにとどまらず、家庭や地域の公民館・児童館・学校・公園などで面談を行うこともできます。本市の地理的事実もあり、市役所まで足を運ぶのに困難を伴う相談者も少なくなく、子どもであればなおさらです。

子どもを中心とした支援を実現するためには、子どもの声を直接聴くことが非常に重要です。家庭や地域など、庁外での面談も積極的に行い、子どもが会いやすい場所で、直接話を聴かせてもらう機会を大切にしています。

表5 相談対応の方法

	電話	来室	家庭 訪問	学校 訪問	機関 訪問	地域 訪問	手紙	メール	その他	計
回数	434	99	21	51	37	85	133	1	5	866
割合	50.1%	11.4%	2.4%	5.9%	4.3%	9.8%	15.4%	0.1%	0.6%	100.0%

図4は、平成30年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を示したものです。

大人の相談方法は電話が半数以上を占めている一方で、子どもの相談方法は、面談・電話・手紙と多岐にわたり、特に平成30年度は、近年20%程度で推移していた手紙相談の割合が36.6%まで大きく増加しました。様々なツールで溢れている今日においても、手紙は子どもが相談しやすいツールのひとつになっているようです。手紙から始まった相談については、手紙の内容を受け止めた上で、電話や面談につながるようアプローチを試みています。

また、特に手紙相談については、子どもに返信した後に子どもからの再度の連絡がなく、経過が不明なケースも一定数見受けられます。平成30年度はこのような子どもに対して学期末などに再度手紙を送るという試みを始めたところ、数人の子どもから『あのときの悩みは解決しました』や『今は別の悩みがあります』といった手紙を受け取り、その後の新たな相談につながったものもありました。当初の相談内容に限らず、いつでも何でも相談できることを子どもに伝えるためにも、今後も経過確認の連絡のあり方を検討していきたいと思います。

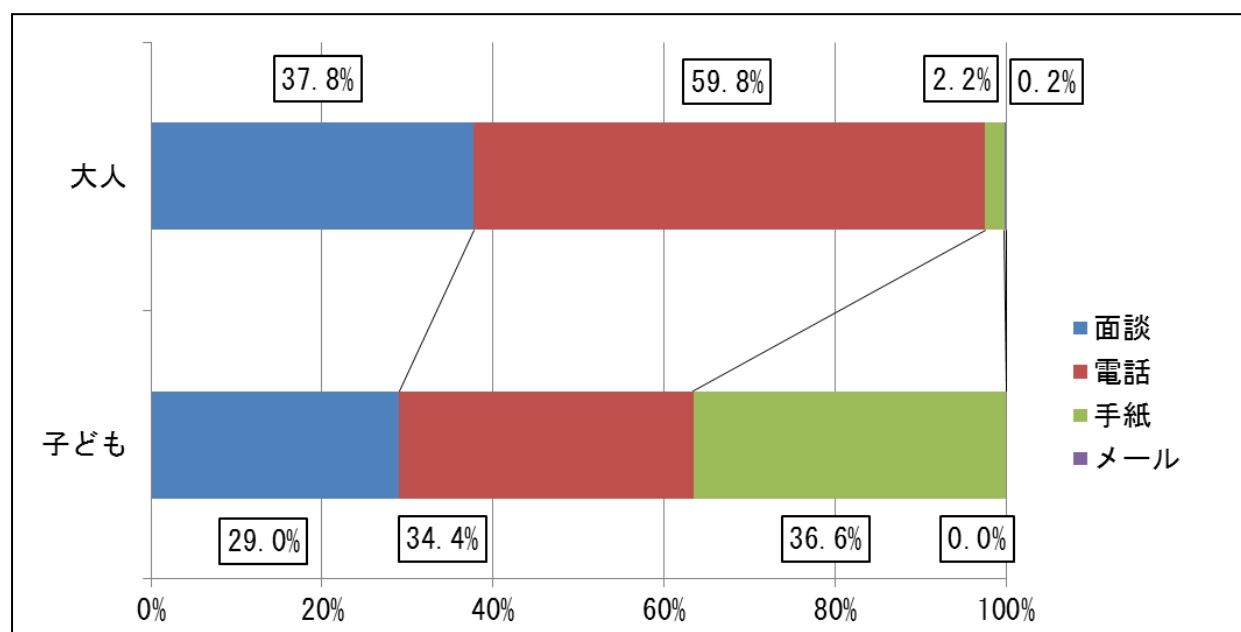


図4 相談の方法(大人・子ども別)

相談の所要時間

図5は、平成30年度の大人・子ども別の相談の所要時間の内訳を示したものです。

大人への対応時間は30分以内が67.7%となっていますが、子どもへの対応時間は30分以上が44.5%（手紙相談等を除いた範囲での割合）と半数近くを占めています。

子どもの本当の思いを聴くためには、まず子どもと関係を築く必要があります。子どもは自分の思いがすぐに言葉にならないこともあり、まずは子どもに「この人になら話しても良い」と思ってもらえるような安心できる関係を築くことが大切であると考えています。そこで、電話でも面談でも、十分に時間をかけて話を聴き、お互いに信頼しあう関係になることを目指しています。子どもと会う時は、話を聴くだけでなく、遊びながら人間関係を築くことも大切にしていますので、このことも子どもの相談の所要時間が長くなる一因になっています。

現代社会は人とあまり交わることなく生活していくこともできる時代になりつつありますが、子どもの発達段階や、子どもを取り巻く学校や家庭の環境が、時には子どもを孤立させてしまうこともあります。外に出て遊ぶことはその子どもが持つ子どもらしさの発芽を促し、また、学校や家庭だけでなく、地域社会に寄り添ってくれる大人がいることも子どもの育ちにとって大切なことです。

私たちの相談活動が、子どもたちにとって、気持ちちが和らいだり、安心して生活するための一助になることを、また、相談調査専門員と遊んだり、時にはたわいもない会話をしたりした経験が子どもの視野を広げるきっかけになることを期待しています。

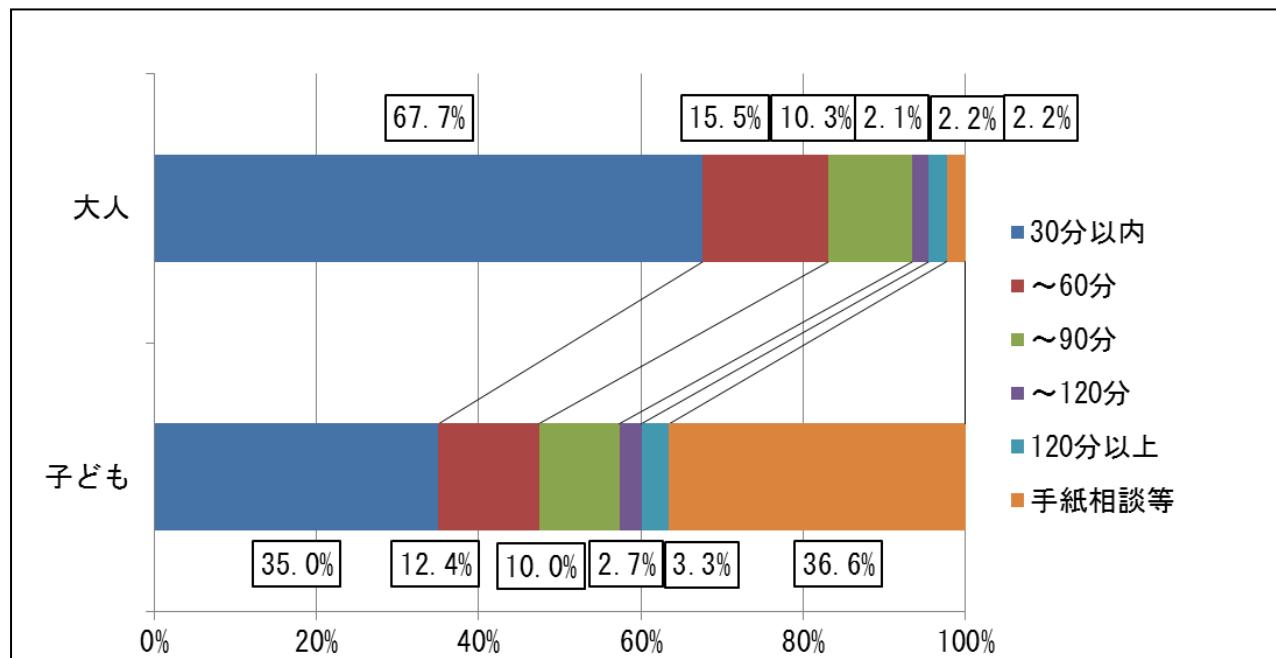


図5 相談の所要時間

2 相談の内容

いじめを主訴とする案件

表6は、平成30年度の大人・子ども別の相談の主訴の内訳を示したものです。

主訴がいじめであった案件は126件で、全体に占める割合は60.9%でした。また、いじめ以外を主訴とする案件は、合計81件で、交友関係の悩み（いじめ以外）が23件と最も多く、続いて、教員等の指導上の問題（11件）、家族関係の悩み（10件）となっています。開設以来、主訴がいじめであった案件は6割程度、主訴がいじめ以外であった案件は4割程度で推移しており、平成30年度もその傾向を踏襲しています。

もっとも、ここでいう「いじめ」はいじめ防止対策推進法の定義にならっていますが、本市の条例は、法とは異なり、子どもからの行為だけでなく、大人からの行為についても「いじめ」として捉えることとしています。教員等の指導上の問題や家族関係の悩みをはじめとして、法律では「いじめ」に当たらないものの、本市の条例では「いじめ」に当たるものも多いと言えます。

また、子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、「いじめ」か「いじめでない」と単純に割り切って考えることも不適当な場合が多いように思えます。実際に、「いじめ」という言葉がもつ社会通念上のイメージにとらわれすぎ、相談をためらう子どもの姿も散見されます。子どもが困ったり不安になったり理不尽だと感じるがあったりしたときに、その気持ちを抑えることなく、周りの人に率直に伝えることができるように環境を整えていくことが大切です。

そして、守る委員会では、いじめ以外の問題が関係し、守る委員会のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関との連携を意識しながら活動することを念頭に置いています。他機関との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

表6 相談の主訴（子ども・大人別）

		いじめ	交友関係の悩み (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	学業の悩み	その他	計
案件	件数	126	23	7	1	7	11	3	1	4	10	3	2	9	207
	割合	60.9%	11.1%	3.4%	0.5%	3.4%	5.3%	1.4%	0.5%	1.9%	4.8%	1.4%	1.0%	4.3%	100.0%
延べ	子ども	184	39	40	0	12	22	3	2	0	10	3	3	13	331
	大人	280	18	90	4	14	18	36	16	6	7	16	0	30	535
	計	464	57	130	4	26	40	39	18	6	17	19	3	43	866

いじめの訴えの時期

図6は、いじめを主訴とする新規相談件数を月別に示したものです。

毎年、『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布する6月や10月頃に案件数が増加する傾向があり、平成30年度もこの傾向が継続しました。

また、近年と比べても、平成30年度は、ほとんどの月においていじめに関する相談が多く寄せられました。『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布した直後に限らず、一年を通じて満遍なく相談が寄せられ、わたしたちが身近な相談窓口の一つとなれるよう、活動を続けていきます。

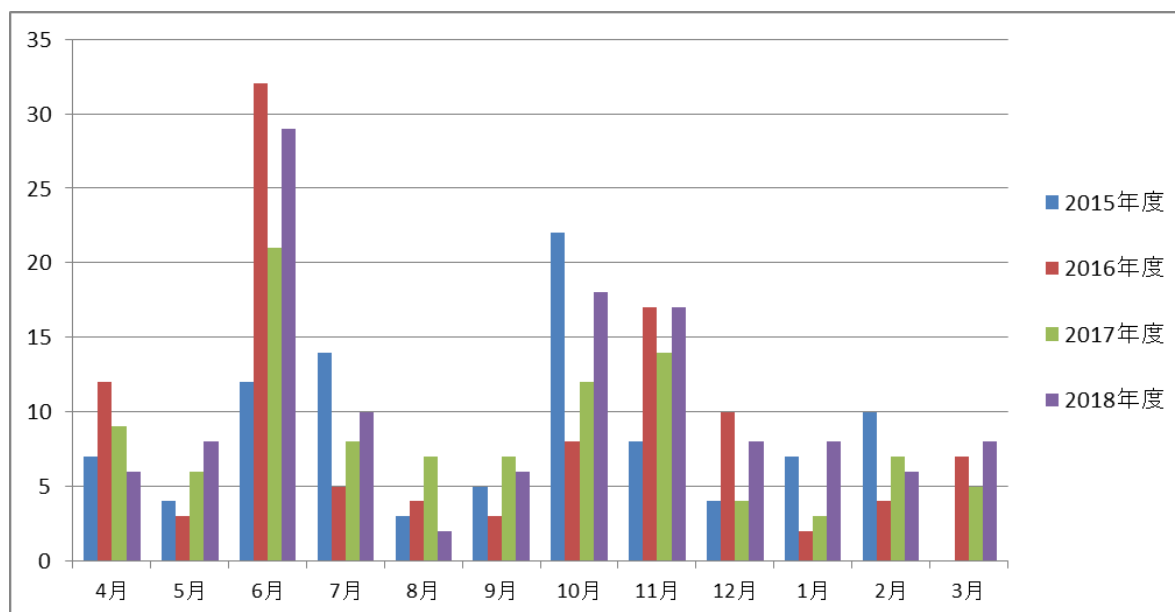


図6 いじめを主訴とする新規相談件数

副次的な訴え

主訴がいじめかいじめ以外の問題かにかかわらず、副次的な訴えがある場合は少なくありません。

表7は、平成30年度の副次的訴えの内容を整理したものです。副次的な訴えの内容も多岐にわたり、子どもを取り巻く問題は複合的です。

副次的訴えとしては、学校園の対応の問題や教員等の指導上の問題が占める割合が高い傾向にあり、平成30年度も、それぞれ、19.5%、17.1%となっています。これは、いじめ事案の発生を契機に保護者と学校園・教員等の関係がこじれてしまう案件が少なからずあるためです。このような案件の場合、当事者である子どもの気持ちが置き去りになってしまうことがあるため、わたしたちは第三者の立場を大切にし、子どもの気持ちを中心にして考えていくことを意識して調整活動を行っています。

表7 副次的訴え（回）

	件	%
交友関係の悩み（いじめ以外）	81	9.4
不登校	41	4.8
子どもの非行	0	0.0
子どもの心身の悩み	28	3.2
教員等の指導上の問題	148	17.1
学校園の対応の問題	169	19.5
行政の対応の問題	15	1.7
子育ての悩み	3	0.3
家族関係の悩み	17	2.0
児童虐待	7	0.8
学業の悩み	0	0.0
その他	13	1.5
該当なし	344	39.7
計	866	100.0

子どもの生活を取り巻く問題は、いじめの問題だけに留まりません。子どもが勇気をもって相談してくれたときには、どのような内容であっても子どもの訴えをしっかり受けとめることを心がけています。

また、子どもが抱える問題は複合的であり、いじめの問題と並行して、また、時にはいじめの問題が解消した後に、他の問題が明らかになることがあります。このような場合、他機関への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

さらに、他機関との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、子ども自身が十分に理解しておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることもあります。わたしたち守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもたちに正確に知ってもらえるような活動も行い、子どもたちが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があるように思います。

3 大津の子どもをいじめから守る委員会及び相談調査専門員

『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

これまで、子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、『おおつつこ相談チーム』という名称を用いて、各種広報・啓発活動を行ってきました。これらの活動を通じて、年々『おおつつこ相談チーム』の認知率は上がってきており、それが子どもたちと直接つながる機会の増加にもつながっていると考えられます。

守る委員会の活動の補佐を担う相談調査専門員に直接子どもの声が寄せられる機会は、守る委員会が第三者委員会としての役割を担う上でも貴重なものであり、守る委員会でも相談調査専門員の広報・啓発活動のあり方について検討しています。

また、守る委員会が市に寄せられたいじめ相談等に対する事実確認や支援策を検討することに関連し、関係機関に守る委員会の機能・役割等を知ってもらうことも、子どもの幅広い支援の枠組みの実現に資するところがあります。

今後も、守る委員会としての広報・啓発活動の充実に向けて内容を検討していきたいと考えています。

『未来にかける虹通信』の配布

守る委員会の活動や検討内容を各学校の先生方と共有するため、平成30年度は6月に守る委員会の広報リーフレットである『未来にかける虹通信』を作成し、市内の教職員各位に配布しました。

守る委員会の機能・役割のほか、守る委員会の活動で大切にしている思いや守る委員会での審議を通じて見えてくるテーマ等をコラム形式でまとめて掲載しています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

広報啓発ツールの配布

啓発月間には、学校の協力を得て、『おおつつこ ほっとダイヤル』の啓発カードとクリアファイル（小1を対象）を6月に、『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を6月、10月に配布しました。

『おおつつこ てがみ そうだん』は、子どもたちがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にするだけで、切手を貼らずに投函できる工夫をしています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこほっとダイヤルカード

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

クリアファイル
（おおつつこみんなのいじめ防止行動宣言より）

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ てがみそうだん

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

小学校・中学校向けの出前授業

平成30年度は出前授業実施の希望をいただいた、小学校18校、中学校3校の全21校を対象に出前授業を実施しました。

実施した学年は小学1年生から中学2年生まで幅広かったですが、平成30年度は授業実施に先立ち、各学校の先生方に打ち合わせをお願いしたため、各学校・学年・学級の実情に即した授業の実施につながりました。

出前授業では毎年、『あなたは大切な人です』というテーマを基軸として、これまで『あなたの心と体を守るために』『いろいろな「気持ち」について考えてみよう』『困ったときに相談しやすい人ってどんな人？』などの内容で、子どもたちの授業参加も取り入れながら授業を行ってきました。平成30年度は新たに『伝え方と伝わり方』という内容も加えており、今後も子どもたちに身近なテーマを取り入れながら授業の内容の更新を図っていく予定です。

出前授業を受けた後の子どもたちからは、「自分の知らなかったストレス発散方法を知れて、ぜひやってみようと思った」「人にはいろんな気持ちがあるけれど、自分の気持ちに向き合っていくことも大切だと思いました」「自分なりの対処方法を見つけようと思いました」「電話・メール・対面で話すなどをうまく使い分けられたら人間関係がうまくいくかもしれない」といった感想が寄せられ、また、「おおつつこ相談チームがどういう人たちかよくわかった」「話しやすそうだった」「相談するとどういう風になるのかがわかった」などの感想も見られました。



ふれあい交流会

平成30年度は、大津市の福祉ブロック7か所にある児童館を訪問し、『おおつつこふれあい交流会』を開催させていただきました。

厚生員が感じる地域の子どもの様子を聴かせてもらったり、実際に児童館を訪れる子どもたちと遊んだりすることで、地域の子どもの様子を知り、『おおつつこ相談チーム』を身近に感じてもらう機会となりました。夏休み中ということもあり、たくさんの子どもと関わる事ができた児童館もありました。

毎年の児童館訪問を通じて、児童館が、子どもたちの居場所となっていることに加え、異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ中で年齢に配慮したルールを自主的に作るなど、集団での人間関係を育む場となっていることを感じます。

地域の子どもたちが『遊び』を通して育つ場となる児童館が果たす役割は大きく、今後も児童館と連携を深め、共に子どもの育ちを支えていきたいと考えています。

おおつつこ通信の配布

平成30年度は6月、10月、1月の3回にわたり、小学生、中学生に配布しました。特に平成30年度は、10月分から初めて、小学校1～3年生向けも作成・配布することとしました。

内容としては、『おおつつこ相談チーム』の活動や出前授業で実施した内容の紹介に加え、コラムや遊びを取り入れたページも作り、子どもたちの目に止まりやすい通信の作成を目指しました。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

いじめ防止市民会議の開催支援

いじめ防止市民会議の開催にあたり、講演を行ったり、グループワークやパネルディスカッションに参加したりするなどして、本会議の開催を支援しています。

※ 平成30年度の活動実績

- ・ 大津少年補導（委）員会研修会（6月16日）
- ・ 下阪本学区社会福祉協議会（6月28日）
- ・ 坂本小学校PTA研修会（7月2日）
- ・ 晴嵐学区「人権・生涯」学習推進協議会（11月10日）
- ・ 大津地区防犯自治会富士見支部「防犯ふじみ」（3月1日）



大津市熱心まちづくり出前講座



大津市熱心まちづくり出前講座では、市民の方を対象に『子どもが信頼できる人とは』などのテーマで講演を行い、地域の子どもたちについて一緒に考える機会になりました。

また、少年補導委員、人権擁護委員、スポーツ少年団関係者、PTA関係者など、子どもの支援に関わる機関や地域の方々との間で、子どもの声を聴くことの大切さを共有する機会にもなりました。

内部向け研修会

教職員やその他の市職員向けの研修会に参加し、いじめに関係するテーマで講演を行うことがあります。平成30年度は、スクールカウンセラー連絡協議会の研修に参加し、講演を行いました。

4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から一部加工してご紹介します。

初回相談者（子ども本人か、親か）、相談内容（いじめそのものか、いじめから派生した問題か）、対応期間（短期から長期まで）などは多岐に渡りますが、いずれの場合であっても、子ども本人の声を大切に、子どもを中心とした支援を実現するよう心がけています。

最初の頃は悩んでいても、面談等が進むにつれ、何かがきっかけとなって自ら解決の方法に至る子どもたちも少なくありません。子どもたち自身には問題を解決する「力」があること、周りの大人の役割はその力を引き出すための支えとなることを日々感じながら、相談対応を行っています。

■事例1 Aさんの場合 子どもからの相談〔クラス内の友人関係の悩み〕・長期対応

もうすぐ夏休みという頃、小学校6年生のAさんから相談の電話があった。1学期の中頃から、クラス内での友人関係が上手くいかなくなり、悪口を言われたり、体育の授業の時にマット運動が上手くできないことを笑われたりして、辛い毎日を過ごしているとのことであった。

Aさんの電話からは、「悪口や嘲笑をやめて欲しい」という思いを強く持っている一方で、学校の先生に何と話していいかわからず、また、学校で辛い思いをしていることを家族には知られたくないという思いも持っており、一人で悩みを抱え続けている様子が窺えた。

相談調査専門員Xは、問題解決への具体的な方法を一緒に考えたいと思い、夏休み中の面談をAさんに提案したところ、Aさんの家の近くの公園で面談をすることとなった。

最初の面談では、Aさんは、「なんで悪口を言われるのかわからない…。マットで前回りができるようになりたいだけなのに、どうして笑われるんだろう…。私、変なんかな…？ 嫌われているのかな…？」と涙を溜めてぼつりぼつり語り始めた。相談調査専門員Xは、Aさんのその思いを受け止めた後、Aさんの「悪口や嘲笑をやめて欲しい」という思いを伝えるための具体的な方法を一緒に考えることにした。話している内に、Aさんの中には「学校の先生に助けてほしい」という思いがあることがわかり、その方法を取ることにした。今まで先生に話せなかった理由は、「先生が忙しいからだ」という背景も見えてきた。そして、Aさんは、「自分から先生に話してみるけど、先生に話す時にXさんにも一緒に居てもらう」という方法を自分の言葉で提案した。

相談調査専門員XはAさんとの面談後、Aさんの了解を得て学校へ連絡を入れ、後日、学校で先生とAさんと相談調査専門員Xと三人で面談をすることになった。三者面談では、相談調査専門員Xは同席しているだけであったが、Aさんは、「やめて欲しい」と思っていることを自分の言葉で先生にしっかりと伝えていた。

その後は、先生の協力もあって、Aさんが悪口を言われたり、マット運動で笑われたりすることはなくなり、むしろ、Aさんが一生懸命取り組んでいる姿を応援してくれるようになった。

後日、Aさんと再度面談を実施した時には、Aさんの辛かった気持ちがようやく楽になった様子であった。この時、初めてAさんの笑顔を見ることができ、面談は一旦終了となった。

最後の面談から1か月経過後に手紙でAさんの状況を確認すると、Aさんから手紙で返信があっ

た。以前の辛かったことは解消し、安心して過ごしているとのことであった。その後もAさんとの手紙のやりとりは続き、日頃の様子を伝えてくれた。

そして、もうすぐ冬休みという頃、Aさんは相談調査専門員Xに電話をかけてきてくれた。「『久しぶりに話がしたい』と思って電話をしてみました！」と声のトーンも明るく、その声から楽しそうな雰囲気が伝わってきた。Aさんの口調は軽やかで、現在の学校の様子や家族での楽しみや趣味について、次々と話をしてくれた。学校生活の中で色々あっても、楽しく過ごせている様子であった。最後に「また電話します！」と電話の向こうで笑顔が思い浮かぶような声で電話を終えた。

子どもからの電話相談を契機に面談につながり、当該子どもが希望した方法を実現するために学校との関係調整も行ったケースです。当該子どもは何よりも家族に知られたくないという思いが強く、その思いを大切にしながら関係調整を行いました。

相談が解決した後も、日頃の様子を手紙などで伝えてきてくれる子どももいます。相談のある・なしにかかわらず、子どもたちが気軽に話することができる窓口でありたいと考えています。

■事例2 Bさんの場合 親からの相談〔過去のいじめが原因での行きづらさ〕・長期対応

1学期が始まって間もない頃、小学5年生のBさんの母から電話相談があり、「息子は、4年生の2学期、友だちから急に仲間はすれにされたことが原因で、毎朝登校の時間になると頭やお腹が痛くなり、学校に行けなくなった。学校の先生は、相手の子と話をしてくれたり、席の配置を考えてくれたり、手を尽くしてくれたが、教室に入りづらいとの息子の思いは消えず、不登校や別室登校が続いた。5年生になった当初は新しいクラスで心機一転頑張ろうとしていたが、今も別室登校が続き、不安である」とのことだった。

相談調査専門員XがBさん、相談調査専門員Yが母の担当となり、まずは、子担当はBさんの思いをじっくりと聴くこと、親担当は「いつになったら教室に入れるようになるのか」という母の不安や焦りを和らげることを方針として対応することとした。

相談調査専門員Xは、Bさんとの面談を相談室だけでなく、家庭、市民センター、公園など様々な場所で、時に遊びを取り入れながら行い、Bさんが相談調査専門員Xと楽しく時間を過ごせるように努めた。そしてその一環として、夏休みのある日、近くの児童館で開催されるけん玉大会と一緒にいったところ、Bさんと同じクラスのPさんも児童館に来ていた。夏休みの児童館という普段の学校とは違う場が良く影響したのか、Bさんは大会が終わった後もPさんとけん玉を続けていた。次にPさんと児童館で会う日の約束もしたようで、「次は僕一人で児童館に行けるからXさんは来なくても大丈夫です」とのことであった。

夏休みの終わり頃の面談では、Bさんは、徐々に自分の好きなことや将来の夢、これからチャレンジしてみたいことなど、色々な話をするようになり、笑顔とともに、「今よりもうちょっとだけがんばってみようかな」という思いも湧いてきているように見えた。

一方、相談調査専門員Yは、母が気分転換を図れるよう、母の趣味の話に触れてみたところ、母は「前はよくお菓子を作っていましたね。作っているときも食べるときも楽しい気分になりました。

もう一度お菓子作りを始めてみたら、少し落ち着きますかね」とのことであった。後日、児童館の帰りにPさんが家に遊びに来て、母が作ったお菓子を一緒に楽しそうに食べていたとのことであり、そのようなBさんの様子を見て、母は「息子のペースで無理なく教室に入れるようになってくれたら良いのかなと思いました」と話していた。

それから、Bさんは児童館でのPさんとのつながりをきっかけに、学校の先生や友だちの協力もあって、運動会や校外学習などの学校行事にクラスの友だちと一緒に参加するようになり、更に、昼休み、掃除の時間、帰りの会と、教室に入る時間が増えていった。2学期が終わるころには、ほとんど毎日教室に入れるようになった。

3学期が始まってしばらくしての面談では、Bさんは「もう大丈夫。6年生は修学旅行があるから楽しみ!」と元気な声で話してくれ、母も「色々あるみたいですが、息子なりに頑張っているみたいです。家に友だちが遊びに来る日も増えて、お菓子づくりで大忙しです」と笑顔で話してくれたことから、この日で相談対応を終えることとなった。

親からの電話相談を契機に親子の継続的な面談につながったケースです。

いじめが原因で不登校・別室登校になっている子どもも少なくありません。わたしたちは、そのような子どもたちに対して、学校や家庭と異なる第三者の立場から、子どもたちの気持ちを大切にして面談対応を行っています。

■事例3 Cさんの場合 親からの相談「クラスでいじめられキャラになっている」・長期対応

中学2年生のCさんの母から電話相談があり、「息子がクラスでいじめられキャラになっている。友だちにからかわれても笑って過ごしているようだが、ストレスが溜まっているようで、家で暴れることもある」「息子を守るため、担任に『息子をからかっている子と一切関わらないようにしてほしい』『いじめが許されないことをクラスに厳しく指導してほしい』と伝えたが、担任は『いつも友だちと楽しそうに過ごしていますよ』と言って、何もしてくれない。このままでは安心して息子を学校に行かせることができない」「息子は気分が悪いとのことで、この2日間学校を休んでいる」とのことであった。

相談調査専門員Xが、Cさん自身が今、どう思っているか、どうしたいかを確認するため、母子並行面談を提案したところ、母は「今から息子を連れて相談室に行きます」とのことであり、Cさんは母に連れられて当室に来室した。

相談調査専門員YがCさんの担当となり、話を聴こうとしたが、Cさんは相談室に連れて来られた経緯を母から詳しく聞いていないようで、相談調査専門員Yに話することに抵抗を感じているようだった。そこで、相談調査専門員Yは、まずはCさんとの関係を築くことを第一とし、初回の面談では部活やゲームの話を中心として過ごし、クラスのことには直接触れなかった。

その後、母子並行面談を定期的に続けていく中で、徐々にCさんの様子もくだけていき、ある日、Cさんは、「自分がムードメーカーになることでクラスのみんなが和むなら、それでいいと思っている。でも、たまに耐えられなくなるときがある」「担任も自分のことをいじめられキャラと思っている

から、相談しても真面目に聴いてもらえない気がする」「お母さんが心配してくれるのはうれしいけど、自分はそんなに弱くないし、クラスのみんなとは楽しく過ごしたいと思っている。本当に耐えられなくなったときは僕から話すから、家では放っておいてくれるか、違う話をしてほしい。学校のことを聴かれすぎて、余計にしんどくなっていた」との自分の思いをゆっくりと、しかし、しっかりと話してくれた。

相談調査専門員Yは、Cさんの思いと母の思いとの間にズレがあることから、母に自分の思いを伝えることも一つの方法かもしれないとCさんに提案した。すると、Cさんは「そうしたい。でも、自分からお母さんに直接は話しにくいので、僕は隣にいるからYさんから話してほしい」とのことだったので、その方法で母にCさんの思いを伝えることとなった。母は、Cさんの思いに気づき、Cさんの思いを尊重したいとのことであった。

その後はCさんと相談調査専門員Yとの間で、担任にCさんの思いをしっかりと伝えるための言葉を一緒に考えた。担任に伝える内容が決まると、Cさんは、「この前はYさんからお母さんに言ってもらったから、今度は自分で先生に話してみる」とのことだった。

担任はCさんの思いに寄り添い、「悪ふざけが過ぎると人の気持ちを傷つけることがあります」とクラスに伝えてくれたとのことであり、Cさんは最後に「今は楽しく過ごせています。自分の気持ちをちゃんと伝えて、わかってもらえて良かったです」と笑顔で話してくれた。

親からの電話相談を契機に子どもの面談につながったところ、子ども自身の思いと親の思いの間に乖離があったことがわかったケースです。

子どもを大切に思うあまり、いつの間にか子ども自身の思いから離れて行動を起こしている親も少なくなく、そのような親の行動が実は子どもの更なる悩みになっていることもあります。

このような場合、家庭とも異なる第三者として、子どもと親の思いをつなげていくことも、わたしたちの相談対応のあり方の一つとなっています。

■事例4 Dさんの場合 子どもからの相談〔部活動の友人関係の悩み〕・短期対応

中学校3年生のDさんから電話相談があり、「同じバレー部の女子のQさんとの関係が5月頃からうまくいっていないように感じる。今まで仲が良かったのに、『一緒に練習しよう』と声をかけたところ、嫌な顔をされたような気がした。『私のことが嫌いなのかな…』と悲しくなった。母親に相談したが、『そっとしておいたら？』と言われた」とのことであった。

相談調査専門員は、まず、Dさんの「悲しい」という気持ちに寄り添える存在になる必要を感じ、「そういうことがあったら、悲しくなるよね」と声をかけると、Dさんは少し安心したようになった。その後、DさんにQさんとどうしたいか尋ねたところ、Dさんは、「どうして嫌な顔をしたのか直接聴きたい」とのことであった。Dさんは、相談調査専門員と話す中で、「Qさんには手紙で気持ちを伝える方法が私はやりやすいかな」と自分に合った方法を探し出した。

1週間後、Dさんから再び電話があり、手紙に聴きたいことを書いてQさんに渡したところ、次の日、Qさんから『私の方こそDさんから嫌われていると思い込んでたけど、勘違いだったんだね。』

ごめん』といった内容の手紙を受け取り、わだかまりは解けたとのことであった。相談調査専門員が、Dさんが自分で考えて行動したことで悩みが解決したということを伝えると、Dさんは嬉しそうに「やってみてよかった。部活動、がんばれそう」と話した。

子どもからの電話相談があったものの、実はある程度の解決方法の案が子どもの中にあったと思われるケースです。

子どもからの電話相談には「どうしたらいいか」の答えを求めるものもありますが、一方で、「話を聴いて欲しい」というものも少なくありません。まずは子どもの気持ちに寄り添うことを大切にして、相談対応を行っています。

コラム —『子どもの声を繋ぎ、繋いでいく』—

子どもからの相談を受けた時が、子どもと相談調査専門員が一本の糸で繋がる瞬間であると捉えています。子ども一人一人に対して、まずは波長を合わせていくことが、一本の糸を確かなものにする一歩となります。その糸を相談調査専門員が、「どのように繋いでいくことができるか」をおおつつこ相談チームで、日々、見立てを考察し相談対応を行っています。糸を繋いでいく先には、目に見えるものと目に見えないものがあります。大きく分けると、三つの視点から考えることができます。

まず、「人に繋いでいく」ということです。子どもの声を聴き、具体的な手立てを一緒に考え、行動を起こしてみます。人的環境や物的環境を整えることに繋いでいきます。誰かに話を聴いてもらいたいだけの時は、相談調査専門員に繋がり、自分で気持ちが落ち着くこともあります。

次に、「子どもの内面に繋いでいく」ということです。実際の出来事とそれに対する気持ちと捉え方について、一緒に整理していきます。それを通して、子ども自身の振り返りや気付きとなり、その子の持てる強みを引き出すことに繋げていきます。

そして、「時間に繋いでいく」ということです。子どもの過去の出来事を踏まえ、現状を把握し、変えられることと変えられないことの捉えなおしを一緒に行います。それを通して肯定的に捉え、これからの未来に繋げていきます。

子どもが投げよこしてくれた一本の糸をどのように繋げていくかについては、相談調査専門員の子どもの声を汲み取る繊細なアンテナと丁寧なやりとり、及び子どもの背景を慮ることがとても大切なことだと思います。子どもの声を聴いて、子どもの思いに心を寄せて、子どもからの貴重な手がかりをもとに、様々な面に繋いでいくことにより、子どもの生き難さを和らげることができればと思います。

実際の電話や手紙により、一本の糸を投げよこしてくれた子どもの声に、「よく発してくれたね」という感謝の気持ちでいっぱいになります。また、大人からの相談より、子どもの面談に繋がる場合もあります。子どもが話したこともない人との面談を「了」として受け入れてくれたことについても、同様に感謝の思いでいっぱいになります。相談調査専門員はその気持ちに応えることができるように、日々謙虚に「心の準備」をしておくことが必要であると思います。悩んでいる子どもが投げよこしてくれた一本一本の糸に『かけがえのないあなた』であることを伝え、子どもの声を繋ぎ、それらを次に繋いでいきたいと思っています。

相談調査専門員（おおつつこ相談チーム）



Ⅲ 委員からのメッセージ

1 第三者性？ ほんとに？（在任4年半の総括）



委員 羽下大信

人間が創る関係は、二者関係の集合体・重なりで成り立っている。そして、そこには、大から微小まで、それぞれにパワーのアンバランスがあることが通常だろう。

このアンバランスを、（たいていの場合、一種の正論や業務命令で偽装して）自分の願望充足のために使おうとすると、パワー・ハラスメントが起きる。それは支配欲とされ、それを発揮した側が、結果的に相対的強者ということになる。たとえそのように自覚していなくても。

そして、いわば、こうしたハラスメントから自由な人はいないし、フリーな場もない。つまり、条件さえ揃えば、誰にでも起こりうる。そう考えるのがいいだろう。

そうしたことが起きないように努力することは必要であり、事実、学校という場で、ハラスメントのひとつである“いじめ”が、その教室に、今、起きていないとすれば、クラスのメンバーが互いにそうならないよう努力しているから、ということになるだろう（これは小学1年生のクラスにもあてはまる）。

また、そのようなことにならない大人がいるとしたら、その人がそうならないように、常に気を配り、クリティカルな場面でも何とか踏みとどまっているからだろう。われわれはそうした配慮や努力の結果を見ている（その人は、もともと、そんなヒドイことをしない人だから、なのではない）。

一方、ハラスメント（“いじめ”）は起きてしまう。ゼロにすることはできない。したがって、それは起きる、との想定の上で、もし起きたときには、必要な、手早い対処が重要ということになる。その対処アクションのスタートラインが、「私はひどい目にあっている」との、当人の自己申告である。対応は、即、始められねばならない。それがいじめであるかどうかの判断よりも、当人の自己申告が優先する。ただ、現実にはこの優先順位は逆転、「そうじゃないんじゃないか」という判断を先にしてしまうと言う事態が、しばしば起きている。

さて、以下は、幾つかの場面での、ハラスメント対応の現状の一部である。これらの事例やデータは、直接の当事者（各、数ケース～数十ケース）から筆者が情報を収集し、知り得たそれを基にしている。カッコ内はそこからの個人的な見解をまとめたものである。

ハラスメントを受けたとの申告者が公務員ならば、コンプライアンスの部局（第三者ではないので、公正さに問題がある）、民間の労働者なら労基局（アクションはいいようだ）、学校だと学内いじめ対応チーム（教員・教育委員会には第三者性がない、このテーマに専従ではないので即応性に問題がある）、大学ではハラスメント委員会（設置されている場合は、アクションは悪くない。学外の第三者メンバーがいる。ただ、未設置も多く、その場合、教員個人・事務方が対応し、必ず紛糾する）。

で、われわれの委員会と相談調査専門員、また、直接関連の部局には、任命権者と被雇用者との間にコンプライアンス案件あり。また、専門員間でのハラスメントに関しては、委員として当事者

からの聞き取りをし、委員会で議論した結果、対応した当局担当者の聞き取りが不公正、当然ながら対応も極めて不適切と判断した。この件の総括は後段でしてみる。

専門員と委員間、専門員と事務局職員間にはハラスメント案件は、現在のところ挙がっていない。雇用者／任命権者との関係も含んで「守る委員会」（略称）を、ハラスメントから見たら、このようになる。

以上の例は、子ども施策にかかわる行政の部局、また、対人援助者のいる職場での第三者性のあり方、また、その効き具合に関する例である。もちろん、そこにはそれぞれの欠点をカヴァーする工夫が必要なのであり、欠点があり機能しにくいから、存在に意味がないと言っているのではない。

これらを現状とした上で、子どもの人権の個別救済（“いじめ”などを契機とする）の機関としての、われわれ「守る委員会」の第三者性の確保・維持に関して総括してみる。なお、こうした機関の第三者性を担保するのは、それなりにハードルが高いものの、不可能ではない、という前提に立つ。

例を挙げれば、札幌市や川西市、宝塚市、それに東京都世田谷区は子どもに特化した、川崎市の場合は人権一般の救済機関の設置を実現し、活発に運用している。

こうした機関を設置しようとする場合、そのための条例の議会承認が大きな関門になるだろう。この条例には、通常、委員や専門員の職務や選任の仕方、雇用、報酬・給与などが規定されている。これらの規定によって、機関、委員、専門員の活動と雇用に関して、行政機関との関係が明瞭になり、こうした機関の独立性が保たれるので、第三者性は担保されやすくなる。

大津市には、“いじめ”防止に関する条例はあるものの、それを実行する第三者機関設置の条例はない。つまり、われわれ委員・専門員の活動、選任・雇用などの独立性は存在せず、それゆえ、その第三者性はいつでも、どこでも、破られる。筆者の在任中もそうであった。

一時期は、当時の担当者と協議し、その配慮によって専門員の採用や委員の選任について、望ましい第三者性発揮のベターな形が試みられたが、担当者が変わると、この形は無に帰し、委員・専門員の選任・雇用は「われわれの専権事項である」との強弁が繰り返され、あるべき姿からも、現実に沿ったベターな形からも浮き上がってしまった。現状に不適合の単なる形式論には鼻白んでしまった。行政職は、その習慣が変更を必要としていても、自らそれを変えるわけにはいかない、それだけなのかもしれないのだが。

ただ、このままでは、対人援助者の専門職は安心・安全に職務のアクションを続けられない。上述した案件は、こうしたことの結果、起こったことである。また、委員の選任についても、運用規定も委員会と行政との間での合意事項はない。このままでは、対人援助にかかわり、個人情報保護の実際にかかわるのに適切な相談員・委員を、安定して選ぶことは困難になる。この点は、これまでの委員による個人的な努力やネットワークで、幸いにもクリアしてきた、というのが現実である。なお、行政からの介入で個人情報についての問い合わせがあり、危機的な場面もあった。これについての申し入れや協議の場を持ったが、話を聞く気はない、との態度だった。それほど無理な話ではないはずだが、との感想である。

一般職や通常の委員会委員の雇用・選任のやり方、これまでそうして来たように（個人情報の扱いは慣れていないが）そのまま繰り返す。その結果、われわれ委員会の第三者性は破られ続け、あ

る理想の元に創ったはずの「いじめ防止」組織の活動を、自ら壊し、ダメにしていることになる。

そんななか、これまでやってきた委員会活動、専門員の活動の質や第三者性の担保の維持は、ひとえに委員会メンバーの個人的努力による。当然ながら、それらは個人が背負うものではない。非本来的な状況は、6年間変わらず続いてきて、それを少しでもクリアしようとする大津市当局の試みは、一時期の例外以外は、見られなかった。単に身が硬いだけのようだ。そのようにして何を護っているのだろうか。そうしている間も、大事な現実は何の目も前をどんどん流れて行くのに。

では、今、子ども施策にかかわる行政などに是非ほしいもの。それは、「子どもたちの今」にチューニングすること、子どもの人権の個別救済に向けた、意識の絶えざるリニューアルである。子どもに関わる専門職も、ここは同じである。

今にチューニングするとは、少なくとも、目下、流行の高度通信機器を子どもに与え、使わせることは別のことである。たとえば、新たに導入された SNS “いじめ” 相談の昨年までのデータを素直に読めば、このツールの有効性は（今のところ）喧伝されるほどには検証できていない、という結論になる。これは平成30年度委員会での結論でもある。

単純に、その機器というハードに頼る使い方だけではだめだ、ということになる。もし、使うのなら、コミュニケーションの補助手段にはなり得る。そのスタンスから、援助の場面ではどう使うかを工夫するのがいいのではないだろうか。

自分たちの、これまでの慣習を墨守するのではなく、今を生きる子どもたちの時間にチューニングすること。それは、じつは個人から始まる。たとえ、行政の一角にいても、対人援助者個人であっても。それに、組織的な研修は「それ」を個人の納得のところまで下ろすことは稀だが、維持するためには貢献する。これが筆者の現在のところの実感である。

そして、それゆえ、個人に直接かかわることを第一とし、ツールを使ったコンタクトは第二としつつ、これを組み合わせるか、その時に有効そうなほうを先に使うことにしている。

2 すべての子どもたちのために



副委員長 西村友彦

1) 大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」という。）は何のために存在しているか。今一度、この問題に正面から向き合わなければならない。

2) 私は、昨年度をもって委員を退くことになった（望んだわけではない）。私だけではなく、今年度の委員5人全員が新年度には残らない。これまでは、2年の任期が切れた後も、委員が退任を望まない限り、再任されていたと聞く。我々に再任の打診はなかった。そのことをとやかく言うつもりはない。任期は2年であり、任期が切れた以上、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」という。）上も、「再任されることができる」（条例15条4項）とされているのみであって、再任をするかどうかは、任命権者である市長が判断することである。

3) 私は、守る委員会の委員に就任後、「すべては子どもたちのために」との信念を貫いてきた自負がある。

守る委員会は、「必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる」（条例14条3項）とされており、同条項で守る委員会に付与された権能は、市民の税金という負担（市長や市長部局の負担ではない）において設置されている、常設の（市も自認している）第三者機関である守る委員会にとって、市民に対する責任を果たすための重要な責務である。

そのため、この2年間、子どもたちのため、市民への責任を果たすため、正すべきところは正し、よりよい制度にしていくために必要なことを、他の委員とともに口が酸っぱくなるほど言い続けてきた。しかし、ついぞ理解されることはなかった。

釈迦に説法であることは重々承知しているが、次年度新たに委員となる先生方が上記責務の意義を正しく、深く理解され、引き続き、よりよい制度としていくためにご尽力いただけるものと信じている。

4) 最初の問題に戻ろう。条例は前文でこう謳っている。

－「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。」「次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整える」、「一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現」－

また、条例1条は、条例制定の目的をこう述べる。

－「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする」

守る委員会は、この条例の理念を実現するために存在している。守る委員会に関わる全ての人間が、この意味を正確に理解せねばならない。

市民は見ている。

3 民主的な関係性をすべての局面に



委員 竹下秀子

平成27年3月、年度末もいよいよ押し詰まった頃に大津市のいじめ対策推進室室長からのメールが届いた。「大津の子どもをいじめから守る委員会」委員への就任依頼だった。関連領域の大学教員であり、臨床発達心理士でもあったことから名前があがったのだろう。他自治体で子ども・子育て会議等に参加してきたこともあり、また、当時の所属先は公立大学法人立であったことから社会・地域貢献をひときわ重要なミッションと理解していたこともあり、さらに、発足2年に満たない当委員会がこのようなタイミングで委員交代を迫られているという事態の改善に微力を尽くすべきではないか、とのいささか僭越な思いもあり、お引き受けした。

就任早々実感したのは、委員会の自主性、独立性、あるいは第三者性の確保の至難さである。活動初年の平成25年度活動状況報告書には「委員からのメッセージ」というタイトルで、委員個人執筆による活動総括が掲載されていた。平成26年度活動状況報告書にも同様の原稿が準備された。当該年度市議会で否決された市執行部提案の条例改正案内容の正当性を主張するものも含まれていた。これに対して市議会の意向を付度した庁内からの示唆があり、関連領域の学識経験者であり、専門職として活動もしている著者たちが、自らの責任によって一旦執筆した原稿を「自主取り下げ」することに同意した。協議の結果、個人執筆部分は「別冊」とし、記録としては残すが市民に向けては公開しないこととなった。新参委員としては「著者本人が取り下げるというのではどうしようもない」という思いがあったが、言論の自由が損なわれたといっても過言ではない上記推移に、取えて異を唱えきれなかった自らのあり方に対して今も忸怩たる思いがある。

以来、2期4年間の活動をともかくにも継続できたのは、当委員会に本来は期待されている機能が子どもを守ることに益するはずであり、そのことが市民に理解されることの意義を確信してきたからである。ともに活動した相談調査専門員の日々の格闘に接し、委員会が把握した事案をめぐる実情から、いじめの軽減に向けては「個別救済」はもちろんのこと、「制度改善」、さらには、家庭問題、学校問題、社会問題を生みだす社会そのものの変革が必須であることに思いを馳せざるを得ない日々だった。

さて、いじめ対策推進室の相談窓口に寄せられた子どもや保護者の訴えを最初に聴き取るのは相談調査専門員であり、「個別救済」に向けて最後までかかわるのも同職である。条例に職名の記載はなく、平成27年4月1日施行の条例施行規則には、第2条2項に「条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。」とあり、3項に職務にかかわる専門性、4項には守秘義務が求められている。大津市では相談調査専門員の採用を「弁護士」枠と「経験者」枠を設定して実施してきた。ともに非常勤嘱託職員として、弁護士は1名、経験者は臨床心理士、臨床発達心理士、教員経験等を含む関

連業務経験者複数名を採用し、毎年度4～5人配置してきている。

世に対人支援の仕事は多種、多様であり、これに就くにはそれぞれにスキルや経験、場合によっては資質を保証する資格が必須となる。まして、すでに深く傷つく経験を重ね、諸々の逡巡を越えて相談にたどりついた子どもや保護者の心に寄り添い、悲しみや怒りをうけとめて解決の方向を探る相談調査専門員に求められる対人支援の資質は生半ではない。活動内容は、本報告書のⅡに記載しているように相談業務のほか多岐にわたり、子どもの発達や人間心理の奥底にかかわる専門性に加えて、市民生活のさまざまな局面に対処できる識見と行動力が必要である。メインの相談業務の実際がⅡ－4、業務にかかわる専門性の一端がⅡ－5に述べられているが、事案のすべてが良好な経過を辿るわけではない。相談調整において当事者の不信や怒りを招く事態が発生し、場合によっては修復できない展開もあり得る。その状況に堪えてよりよいかわりを新しい出会いでは紡いでいく、対人援助という仕事に携わるこの人々にこそ、その成長を見守り、励まし、支援してくれる人間関係が職場になければならない。当事者の努力を支えるのが職場の良好な環境であり、事業の適切な制度設計だろう。しかし、平成30年度実績の月2回の定例会開催では、3～4時間前後の会議でも限られた事案をとりあげて問題解決をめざす審議を尽くすのに精一杯であり、委員として職場環境の整備や雇用や勤務をめぐる制度設計の改善、整備に向けた十分な動きをとることができなかった。とくに、「経験者」枠の専門員は、正規職員との処遇格差が大きい。資格の有無を含む経験内容を採用の資格要件とするのみではなく、正当に能力と経歴を評価し、常勤職員の処遇との格差を埋めていくべきだろう。職務内容にふさわしく、人材育成の観点からも肝要な継続的な雇用を保障することへの理解を大津市当局から得られないままであったことを遺憾に思う。

平成29年度1月末に、守る委員会の設置以降初めての公開委員会開催に至ったのは、上記のような当委員会の非力が少しでも補強されることを願い、当委員会が直面するさまざまな問題を市民や市議会議員の皆さんと共有し、状況をよりよい方向に進める道を探りたいと願ったからである。この公開委員会内容は、1) 当委員会の位置づけと意義の確認、2) 29年度の活動総括（定例会開催の実績と相談調査専門員の業務の意義と適正化への条件整備）および、3) 30年度への展望とした。同月中旬に、市民部長より唐突に示された30年度定例会開催日の大幅減（24回から6回へ）と相談調査専門員の減員（5名から4名へ）の不適切性を訴える趣旨もあった。この取り組みによって当局の認識が改まり、上記方針が撤回されるとともに、直前の開催案内であったにもかかわらず参加くださった市議会条例策定チームメンバーを含む議員の方々の参加を得て、委員会活動の実情と相談調査専門員の業務の重要性についてお伝えすることができた。

上記成果を踏まえて、平成30年度は関連領域の研究者や他自治体で子どもの人権にかかわる部局職員をゲストに迎えて、全3回を実施した。各回テーマと話題提供いただいた方々についてはⅣ－2に記載した。各回の内容を以下に簡潔に紹介しておこう。

特別支援学級の子どもがいじめの被害者や加害者になる場合には、通常学級の子どもにおける場合とは異なる配慮が必要であり、これにかかわる知見を得ることを目的として開催した第1回では、両者に援助支援要請の現れ方にも違いがあるとともに、「教師との関係性」や「学級の荒れ」がいじめ深刻化のリスク要因であることが報告された。即ち、教師との関係が悪くなればなるほど、被害の頻度が多くなり、学校が荒れている状態であればあるほど、被害が深刻化する。

第2回では、委員会を規定している条例をめぐる諸問題の改善に向けて参考となる先進自治体の制度設計の紹介と議論を得た。いじめを生みだす学校制度や社会環境の改善と子どもの全面的な人権擁護に視角を拡げたとりくみや相談調査専門員と委員、委員会と関係組織の連携強化の必要性が議論された。子どもや保護者とのかかわりの前線にある相談調査専門員の専門性の育ちには、学校や地域との関係を築くため雇用の継続性の確保が不可欠である。平成29年法改正の地方公務員法適用にあたっては、相談調査専門員の業務が「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」であることに鑑み、会計年度任用職員ではなく、任期の定めのない常勤職員又は任期付職員の活用であるべきで、相談業務の体制強化や委員会の第三者性をより高めることを可能とする制度改変のあり方を検討していきたい。同様の趣旨は、発達相談員や家庭児童相談員、児童クラブ指導員、その他大津市非常勤嘱託職員として雇用されている多彩な職種の専門職に該当する。

さらに、教師の多忙化と理不尽な管理強化に苦しむ学校現場を、教師と子ども、保護者の相互の関係が本来の自由で自発、多様の許容される場に改変していくことへの支援こそが、教育行政や市の一般行政に求められると語られた第3回。滋賀県、京都府の公立学校に教師として勤務された経験のあるお二人の話題提供者が、現在の学校問題と改善の方向を明快に議論くださった。

以上、全3回の詳しい内容は大津市ポータルサイトの公開委員会ページに逐語の会議録を掲載しているので参照されたい。

新自由主義の影響下で、為政者は成果を数値で求めがちであり、何件の相談を受けたのか、問題の解決率は？と、守る委員会の活動についても成果を数値で「わかりやすく」可視化することが市当局から要望された。これに応える意義を否定するわけではない。しかし、いじめの本質を深く捉え、状況の本来的な改善を志向しようとする市民との連帯の構築抜きにいじめ問題状況の軽減はなく、委員会の自主性、独立性、第三者性の確保も実現できない。少なくともいじめ対策推進においては、「最先端」や「全国初」の強調は不要である。子どもが生まれ育つ社会環境を、市民の暮らしの豊かさを、大津の歴史文化と自然環境を大切にする市民の活動と連携しつつ、子どもの声を直接聴き取る相談調査専門員の活動を軸に展開する委員会の「地に足をつけた活動」が、何よりも条例制定の意義を深め、状況の改善に資すると考える。

令和元（2019）年度委員会活動の充実を祈りつつ、委員各位には上記趣旨を引き継いでいただくことを願っている。

4 全国自治体シンポジウムに参加して



委員 八木英二

本年度は宗像市で開かれた全国自治体シンポ（19年2月）に出張の機会を得た。その内容にいくつか興味深い点があったので、論議の紹介と若干の感想を記しておきたい。

まず最初の全体会で、相談員（相談・調査専門員）の役割や課題をテーマとする基調報告があった。この報告は、奇しくも大津市の秋季公開委員会で話題提供を受けた自治体である世田谷区子どもの人権擁護機関（せたがやホッと子どもサポート）によるものであった。論点のみ挙げると概ね次のようである。

同報告では、人権擁護機関一般の人員確保、専門性の担保、賃金などの専門員の働き方をめぐる問題やケース会議の運営方法等々が扱われており、担当者から問題点の所在が率直に語られた。別の報告者からは、学校の調整活動にかかわる母親からの相談事例が紹介された。各班毎の討議に付して感想を出し合うユニークな運営がなされ、時間が足りないように思えたが、実例を素材に実質的な論議を深めようとしたのだろう。

研究者による論点整理もあった。例えば、①個別救済と、②制度改善の2つの重要性が強調され、子どもの困難に対応すべき機関の第三者性をどう考えるべきかなど、全国の動向調査は興味深かった。第三者性を認める回答が74%であるにもかかわらず、その後の施策・制度の改善提言にまでつながったケースは10%、一般行政（権）からの独立性は29%にとどまったという。

機関の制度運営に関して、回答31自治体のうち「申し立てや諮問による調査権を持つ」自治体が28（90.3%）だが、そのうち「自己発意による調査権」のある自治体は19（61.3%）にすぎない。12（38.7%）の自治体が制度改善の意見表明・提言に関する条例規定を未だ有せず、独自判断による公表権をも併せ持つ機関のある自治体は5（16.1%）に留まる等々、機関の在り方をめぐる様々な課題の所在が引き続き示唆され、大変参考になった。

個別の相談救済事業が制度改善事業にまでつながらない現状は検討すべき課題が多く、機関の在り方にかかわる質問を当方（八木）もしてみたが、全体会の場ということもあり、論点が深まるまでには至らなかった。

2日目、当方（八木）は第1分科会に参加した。基調報告では、宗像市の弁護士から機関の第三者性と関係機関との連携をテーマとする総括的な提起が行われた。続く第2報告（弁護士）で総合オンブズマン制度と称する人権救済機関の大変ユニークな制度の説明があり、「一般オンブズマン」と「子どもオンブズマン」を同一の機関に組み込む国立市の制度が紹介された。「一般オンブズマン」とは「市の機関の業務及び当該業務に関する職員の行為、協定締結した民間福祉事業者が行う福祉サービス業務」を意味するという。一方、「子どもオンブズマン」は「子どもの人権侵害の救済に関すること、子どもの人権侵害の防止に関すること」を所掌するという。

これら二つの機能を合わせる制度には課題も多いようである。しかし、人権救済の取り組みとして関係諸機関と連携し解決をはかる調整の役割は大きく、機関の「第三者性」が担保されるべき根

拠がそこにある等の指摘には共感できるものがあった。

第3報告は、総合的な子ども相談の業務を行う筑前町「子ども未来センター」についてで、「子どもの権利委員会」がモニタリング機能で事業を振り返る作業を行うという。「いじめ」に特化した名称をもつ大津市もほぼ同様の事業を行っているが、活動の位置づけや取り組み方には違いもある。同様に、第4報告（志免町）や第5報告（長崎）も筑前町の「子どもの権利委員会」と同じ機関名称である点が興味深い。自治体の規模や取り組みは多彩なので単純に比較できないが、これらの子どもの人権救済全般を対象とする制度運営、救済、制度改善等の範囲は大津市の位置づけと異なる面があろう。ただ、これらの多様な全国の動向からみて、モニタリング・施策・制度等の改善提言を今後いっそう向上させるためには、条例上の「守る会」の位置づけや名称の改善があってよいのではないかという感想をもった。

今次シンポ最後の分野別実践交流会議では、各分科会コーディネーターから分科会毎のまとめが報告された。国連・子どもの権利委員会による日本審査・総括所見と自治体の課題に関し、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議からの緊急レポートの追加もあったが、会議の時間が限られて論議が不十分なままシンポジウムは終了せざるをえなかったのは残念である。そこで紹介された国連の総括所見は当方（八木）の長年の関心事であるため、ここでは、少しコメントしておきたい。

国連「子どもの権利委員会」は1989年採択の子どもの権利条約の定める条約機関である。同委員会は加盟国の条約実施状況をフォローアップし、各国毎の定期的報告に関する審査を行う。その総括作業に基づく勧告が当該国（条約の締約国）に伝えられ、その実施状況についての応答が再び次のサイクルで当事国側に求められる仕組みである。

NGO による活発な活動も国際的に推奨されている。日本でも政府報告に留まらない多様な論議が今回の第4次勧告まで続けられ、ジュネーヴの本部に届けられてきた。当方も資料探索でこの本部を訪問したことがあるが、官民間わず、改善の状況を精査し対話を深める作業は、どのレベルでも重要であろう。これらのプロセスは国連機関側の現場に対する権威的かつ一方的な服従を強いる姿勢を意味するものではない。

また、今回の総括所見には、次の6点の関心事項が列挙された。「①差別の禁止、②子どもの意見（見方）を尊重すること、③体罰、④家庭的環境をはく奪された子ども、⑤妊娠にかかわる思春期の保護と精神保健、⑥少年司法」。これらの観点から、日本に見られる体罰、虐待などは暴力問題という看過できない問題であるとされた。

例えば、今回は現下の虐待死事件について日本における家族の子育て環境にかかわる法整備上の不備に対し「権利委員会」による特別の指摘があった。総括所見で改めて重視された社会的な背景を勘案すれば、子どもを取り巻く現下の格差貧困、競争的環境などを克服し、解決の方向を定めるための諸課題は山積すると思われる。

上述の「(国連) 子どもの権利委員会」の勧告のみならず、さらに学校教育における2020年実施の改訂指導要領などについても、2015年～2030年の国連「持続可能な発達目標 SDGs」というミレニアム目標への位置づけが新たな課題となる。全体の大目標「誰一人置き去りにしない」の下にある30年までの17小目標の内、「教育」は「貧困対策」「飢餓の撲滅」「健康と福利」に続く上位4番目に位置しているが、相互連関の視点も大事になってくる。また、示唆される排他的競争の克服

から新たな多様性の構築まで各分野の視野に入れざるをえない。例えば、部活・体育指導の現場に押し付けられる勝利至上主義、根性主義、差別主義等などの悪しき体質を、東京オリンピックを目前に、メディアや行政側の責任を含め、これからどのように改善していくのか。本年度（2018）は、ユニセフや国内のスポーツ庁の積極的な提言もあったが、学校を含む各地域のスポーツ活動等すべての子どもの成長発達をめざしつつ、暴力とは無縁の人間文化にふさわしい競技の在り方についての論議の高まりを期待したい。

子どもの諸困難をめぐる施策・制度の改善は、保護者や教師の「働き方」改革と連動する課題である。この点は、ILO/ユネスコ「教員の地位に関する勧告」のフォローアップ機関セアト専門委員からも近年に指摘されてきた点だが、本委員会や教育委員会その他自治体レベルの条件整備やモニタリングの機能がきわめて重要となる。諸困難を克服しうる方途は、子ども・保護者・教師・地域の共同（協働）の在り方からも深めなくてはならないと、今次自治体シンポを通して改めて思った次第である。

5 いじめ対策のさらなる強化に向けて



委員 三田村 愛

- 1) 昨年度に引き続き、当委員会において扱った案件は、主訴がいじめであるもの、主訴がいじめではないがいじめが関係しているもの、いじめの問題の背景にその他の根深い問題を抱えるものなど、非常に多岐に渡ると感じた。

個別の案件について具体的に述べることはできないが、大津市の子どもたちやその保護者、また学校現場が、それぞれに悩み、助けを求めている状況を改めて実感した一年であった。

守る委員会は、「市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整を行う」ための委員会である。

しかし、上記のとおり、案件の種類は多岐に渡り、調整すべき問題が「いじめ」だけに終始するわけではなく、また、大津市の条例においては「いじめ」の定義が法律上の定義よりも広いため、そもそも複雑・広範な問題を扱うことが想定されている。

よって、扱う案件に対応する側（守る委員会および相談調査専門員）に求められる能力や経験も、多様な分野に及ぶ。また、充実した体制を整えること（必要な人員や組織構成の確保等）無くして、すべての案件に丁寧な対応を行うことはできない。

2年間の任期を終えた今、大津市のいじめ対策が、市民のニーズに十分に伝えていくために十分な体制を整えているのかということを、改めて振り返る必要があると感じている。

- 2) 体制強化という点で具体的に感じることは、まず、相談調査専門員の人員についてである。

相談調査専門員は、子どもや保護者らの話を聞くことはもちろん、時には一緒に遊ぶといった交流を通して子ども、保護者らとの信頼関係を築きながら活動をしている。

一つの案件に割く時間は相当なもので、場合によっては不規則な時間での対応も必要となる。

相談調査専門員に過度な負担がかからないよう、多数寄せられる相談に十分に対応できる人員を備えられているのか、人数だけではなく、能力、経験面も含め、恒常的に配慮していくことが必要ではないかと思う。

また、いじめ対策に関係する者の任期の安定化という観点も軽視できない。例えば守る委員の任期は2年であるが、委員会が市民のニーズに沿えるようブラッシュアップしていくには、経験、ノウハウや課題の継承が重要である。

確かに、任期を設けた趣旨にも配慮が必要だが、一方で、委員会の構成員の継続性についても運用上考慮する必要があると感じている。

- 3) ところで、今年度は、公開委員会を3回開催する機会に恵まれた。

今年度の公開委員会では、外部から講師をお招きし、異なる立場の方々の活動や、類似する機関の活動について学ぶことができ、委員会の活動を充実化させるために非常に有意義な経験

をさせていただいた。

そして、この公開委員会は、傍聴にお越しいただいた市民の方から貴重なご意見を伺えた機会でもあった。現に親である市民からいただいた率直なご意見は大変印象的で、子どもたちのためにどのようなサポートが求められているのか、市民のご意見に直接接する機会をさらに設けることができると感じた。

そしてまた、市民の方々には、子どもを巡る市政の在り方について、ぜひ積極的に声を上げていただきたいと願っている。

Ⅳ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

守る委員会では、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。また、各学校から教育委員会に報告されるいじめ疑いから認知にかかわる速報にかかわる協議、その他、教育委員会が把握した案件への対応についての教育委員会からの報告と協議等を行いました。平成30年度は、25回の会議を開催でした。



第1回 平成30年 4月 11日(水)	第14回 平成30年10月 3日(水)
第2回 平成30年 4月18日(水)	第15回 平成30年10月17日(水)
第3回 平成30年 5月16日(水)	第16回 平成30年10月27日(土) 公開委員会②
第4回 平成30年 5月30日(水)	第17回 平成30年11月 7日(水)
第5回 平成30年 6月 6日(水)	第18回 平成30年11月21日(水)
第6回 平成30年 6月20日(水)	第19回 平成30年12月 5日(水)
第7回 平成30年 7月 4日(水)	第20回 平成30年12月19日(水)
第8回 平成30年 7月18日(水)	第21回 平成31年 1月 9日(水)
第9回 平成30年 7月21日(土) 公開委員会①	第22回 平成31年 2月20日(水)
第10回 平成30年 8月 1日(水)	第23回 平成31年 3月 6日(水)
第11回 平成30年 8月29日(水)	第24回 平成31年 3月20日(水)
第12回 平成30年 9月 5日(水)	第25回 平成31年 3月23日(土) 公開委員会③
第13回 平成30年 9月19日(水)	

2 公開委員会

守る委員会では、平成29年度から定例会に加えて公開委員会を実施しています。いじめの本質を深く捉え、状況の本来的な改善を志向しようとする市民との連帯をめざしています。平成30年度は、3回の公開委員会を以下の内容で開催しました。詳しい会議録は、大津市いじめポータルサイトの守る委員会ページに掲載しています。

【第1回公開委員会】

1 日 時 平成30年7月21日(祝・水) 午後2時00分～午後5時00分

- 2 場 所 旧大津公会堂2階 多目的室
- 3 出席者 羽下大信委員長・西村友彦副委員長・竹下秀子委員・八木英二委員・三田村愛委員
事務局6名・傍聴者8名

4 議 事

- (1) 特別支援学級の子どもをいじめから守る－「いじめ」の実情と援助要請

①話題提供 加藤弘通氏（北海道大学大学院教育学研究院准教授）

②指定討論 玉水克明氏（追手門学院大学大学院心理学研究科博士後期課程）

- (2) その他

【第2回公開委員会】

- 1 日 時 平成30年10月27日（土）午後2時00分～午後5時10分
- 2 場 所 大津市役所新館3階 232会議室
- 3 出席者 羽下大信委員長・西村友彦副委員長・竹下秀子委員・八木英二委員・三田村愛委員
事務局7名・傍聴者4名

4 議 事

- (1) すべての子どもの人権を擁護する－第三者委員会の使命と制度設計

①話題提供 羽下大信氏（大津の子どもをいじめから守る委員会委員長）

沼 達也氏（川西市子どもの人権オンブズパーソン 事務局）

半田勝久氏（世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」
委員）

②意見交換

- (2) その他

【第3回公開委員会】

- 1 日 時 平成31年3月23日（土）午後2時00分～午後5時05分
- 2 場 所 大津市役所本館4階 第2委員会室
- 3 出席者 羽下大信委員長・西村友彦副委員長・竹下秀子委員・八木英二委員・三田村愛委員
事務局6名・傍聴者5名

4 議 事

- (1) テーマ：教師にできること、できないこと

－教師の専門性と専門職性をどのように理解し、いかに育てるか

①話題提供 福井 雅英氏（滋賀県立大学全学共通教育推進機構教授、

元北海道教育大学教授、元滋賀県内公立小学校・中学校教諭）

春日井敏之氏（立命館大学大学院教職研究科教授、元京都府内公立中学校教諭）

②指定討論 八木 英二氏（大津の子どもをいじめから守る委員会委員）

③意見交換

- (2) その他



第2回公開委員会



第3回公開委員会

3 委員活動

守る委員会では、守る委員会通信「未来にかけける虹通信」の発行などの広報・啓発活動や、実際の事案に関わる助言や調整等を行っています。また、当該年度の活動状況報告書をはじめ、適宜、調査報告書等を作成しております。活動状況報告書と公開委員会会議録は天津市いじめポータルサイトの守る委員会ページに掲載しています。

平成30年 4月 4日(水)

相談業務のあり方に係る協議

平成30年 5月25日(金)

調査報告書の作成

平成30年 7月 5日(木)

特別支援学級に係る教員との意見交換

平成30年10月 1日(月)

審査報告事案に係る協議

平成30年11月28日(水)

審査報告事案に係る協議

平成31年 2月10日(日)

子どもの相談・救済に関する関係者会議

平成31年 2月11日(祝・月)

「地方自治と子ども施策」自治体シンポジウム

2018宗像

4 市長への提言

守る委員会では、天津市子どものいじめの防止に関する条例14条3項に基づき、いじめ問題の状況改善のために必要となる方策等について、市長に対して適宜、意見を表明しています。

過年度の活動状況報告書で記載できていなかったものも含めて、提言の実績を以下に記します。

平成29年 3月30日	大い守第 1 2 号：当委員会の調査報告書の交付について
平成29年 7月20日	大い守第 2 号：当委員会調査報告書を保護者に交付した件についての申入書
平成29年 8月 2日	大い守第 4 号：LINEを利用したいじめ対策についての申入書
平成30年 2月 7日	大い守第 5 号：平成 3 0 年度大津市いじめ防止施策について
平成30年 3月 7日	大い守第 6 号：重大事態に対する当委員会の対応について
平成30年 3月 8日	大い守第 7 号：相談調査専門員公募の件について
平成30年 3月22日	大い守第 8 号：相談調査専門員及びその業務への関与のあり方について
平成31年 2月22日	大い守第 6 号：「市立中学校体罰事案等報告書」に対する当委員会の見解
平成31年 3月28日	大い守第 7 号：大津の子どもをいじめから守る委員会委員の選任について

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- （3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- （4）学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的实践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。
- 5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。
- 3 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめ

の相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ（疑いのある場合を含む。）に関し、市に相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

- 3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

- 2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- 3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

- 4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

- 5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
- 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。
- 5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(いじめの疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応及び大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、条例第14条第1項に規定する委員会に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、委員会の意見を聴いた上で必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第3項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第5項の規定により提供することができるものに限る。)を児童生徒支援課に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員及び相談調査専門員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、委員にあつては様式第1号、相談調査専門員にあつては様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 委員名簿

平成30年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50音順)

追手門学院大学教授・滋賀県立大学名誉教授	たけした ひでこ 竹下 秀子
弁護士（京都弁護士会）	にしむら ともひこ 西村 友彦
臨床心理士・兵庫県臨床心理士会会長	はげ だいしん 羽下 大信
弁護士（滋賀弁護士会）	みたむら あい 三田村 愛
京都橘大学名誉教授・滋賀県立大学名誉教授	やぎ ひでじ 八木 英二

※役職は、平成30年度時点のものです。